解散公告（第一回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年三月十五日付をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月十九日

広島県江田島市沖美町三吉二六三三番地の九　財団法人三高会

代表清算人　下前　清弘

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年二月四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月十九日

長崎県松浦市今福町北免二〇九一番地の一　特定非営利活動法人よか街つくろうネットワーク

清算人　山本　浩平

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年二月二十二日富山県知事の許可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月十九日

富山県高岡市下麻生一一五〇番地　高岡市中田東部土地区画整理組合

代表清算人　澤木　勤郎

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十二年三月一日付けをもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月十九日

岐阜県加茂郡坂祝町取組四六番地一八　財団法人坂祝町開発公社

代表清算人　南山　宗之

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年二月二十六日亀岡市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月十九日

京都府亀岡市大井町土田一丁目一七番二六号　土田公民館内　亀岡市大井町西部土地区画整理組合

代表清算人　人見　靖

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年二月十五日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月十九日

島根県安来市広瀬町広瀬八五八番地　農事組合法人中国緑化花木生産組合

清算人　倉井　毅

解散公告（第二回）

当法人は平成二十二年一月十三日責任役員会議の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

平成二十二年三月十九日

香川県東かがわ市川東一一七五番地　宗教法人譽水教會

清算人　赤松　一人

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月十八日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月十九日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町一丁目七番地五　社団法人埼玉県繊維協会

代表清算人　関根　靖郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月二十日解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月十九日

埼玉県蕨市中央五丁目一二番一〇号　特定非営利活動法人新教育機構

清算人　荒井　正志

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年二月十九日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月十九日

東京都品川区西五反田三丁目一四番七号赤田ビル二階　特定非営利活動法人地球環境改善協会

清算人　永瀬　和則

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年十二月八日開催の社員総会の決議に基づき平成二十二年二月十九日東京都知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年三月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年三月十九日

東京都世田谷区玉川三丁目六番一号ＡＭビル二〇一号　医療法人社団新愛会

清算人　新井　洋明

第三十五期決算公告

平成二十一年十月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部

流動資産	三、四五七
固定資産	二、三三三
資産合計	五、七九〇
負債及び純資産の部	
流動負債	四、三一九
固定負債	一、〇二四
株主資本	四五二
資本金	三〇
利益剰余金	四二二
（その他利益剰余金）	（四一五）
（当期純利益）	（三五）
評価換算差額等	△六
負債及び純資産合計	五、七九〇

第四十期決算公告

平成二十一年十一月三十日現在

貸借対照表の要旨　（単位・百万円）

資産の部

流動資産	一、〇七〇
固定資産	四三二
資産合計	一、五〇三
負債及び純資産の部	
流動負債	一、〇八六
固定負債	三一九
株主資本	九七
資本金	一〇
利益剰余金	八七
（利益準備金）	（二）
（その他利益剰余金）	（八四）
（当期純利益）	（二〇）
負債及び純資産合計	一、五〇三

平成二十二年三月十九日

愛知県豊橋市白河町一〇〇番地　株式会社サーラビジネスソリューションズ

代表取締役社長　土屋　進司

配当公告

福島県相馬市中村字大町七九番地　破産者　株式会社優和信販

右の者に対する福島地方裁判所平成十七年(フ)第三四六号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額　金七五五、〇七八、二四七円

一、配当することのできる金額　金二一、〇二九、九五〇円

平成二十二年三月十九日

福島県福島市五老内町二番一二号　破産管財人　高橋　一郎